

# 地方自治体における情報システム（生活保護） の標準仕様書改定に向けた調査研究等一式

第2回生活保護システム等標準化検討会  
(2024年11月6日) 事務局資料



Build Beyond As One.

## 第2回生活保護システム等標準化検討会 次第

### <日時・場所>

令和6年11月6日（水） 10:00～12:00 オンライン開催（Zoom）

### <議題>

I. 開会

II. 議事

1. 第5回全国意見照会の実施方針
2. 今年度の検討内容の共有
3. その他共有事項

III. 閉会

### <配布資料>

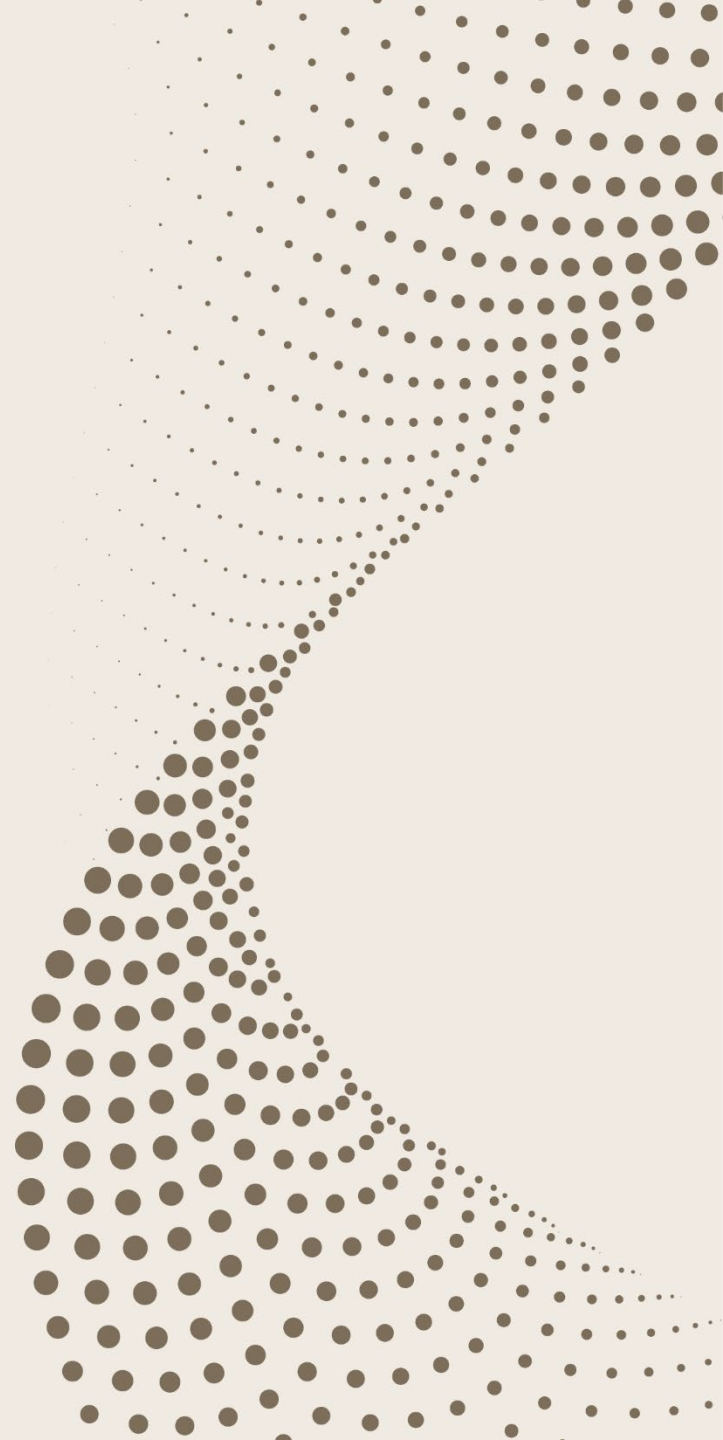
資料1 事務局資料（本紙）

資料2 標準仕様書改定案（帳票レイアウト・帳票詳細要件）

資料3 標準化PMOツール対応状況一覧表

資料4 別添資料（WT各回資料）

## 1.第5回全国意見照会の実施方針



# 1.1. 照会範囲

- 第2回検討会においては、第5回全国意見照会の照会範囲と期間について、委員の皆様と合意を行います。
- 今年度は、法制度改正により変更が生じた帳票詳細要件と帳票レイアウトを中心とした標準仕様書の改版内容について、自治体からの意見を収集するために照会を行います。

## 第5回全国意見照会 照会範囲

### 法制度改正内容

### 標準仕様書（帳票詳細要件・帳票レイアウト）の変更

進学・就職準備  
給付金

- ・ 進学・就職準備給付金支給（不支給）決定通知書
- ・ 進学・就職準備給付金申請書

医療扶助制度

- ・ 治療材料券・治療材料費請求明細書
- ・ 施術券（あん摩・マッサージ）
- ・ 施術券及び施術報酬請求明細書（柔道整復）
- ・ 施術券及び施術報酬請求明細書（はり・きゅう）

就労自立給付金

- ・ 就労自立給付金申請書

境界層該当  
証明書

- ・ 境界層該当証明書

※ 事業者への事前意見収集で頂いた意見や標準化PMOで収集した意見を踏まえて改定する箇所（機能要件等）についても、照会を行う想定です。

※ オンライン資格確認に関する機能要件は変更が無いため、照会範囲に含まない想定です。

## 帳票の変更イメージ

法制度改正を踏まえた帳票の変更イメージは以下のとおりです。（詳細は、別添資料をご確認ください。）


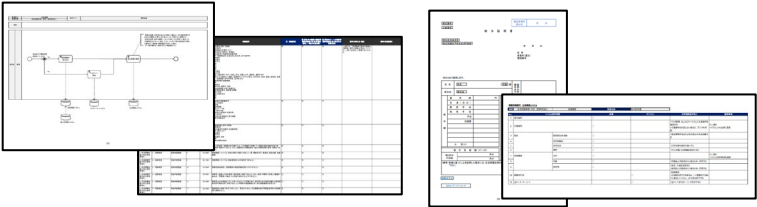
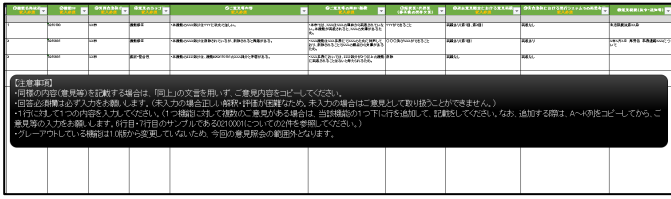

The image displays three overlapping forms representing the updated standards for various benefit applications. The forms include fields for applicant information, application dates, and specific details related to the benefit being requested. The forms are:
 

- 進学・就職準備給付金申請書** (Application form for education/employment preparation benefits)
- 治療材料券・治療材料費請求明細書** (Treatment material coupon and detailed request for treatment material fees)
- 就労自立給付金申請書** (Application form for self-employment benefits)

 The forms show a mix of text boxes, checkboxes, and tables, illustrating the layout changes mentioned in the text.

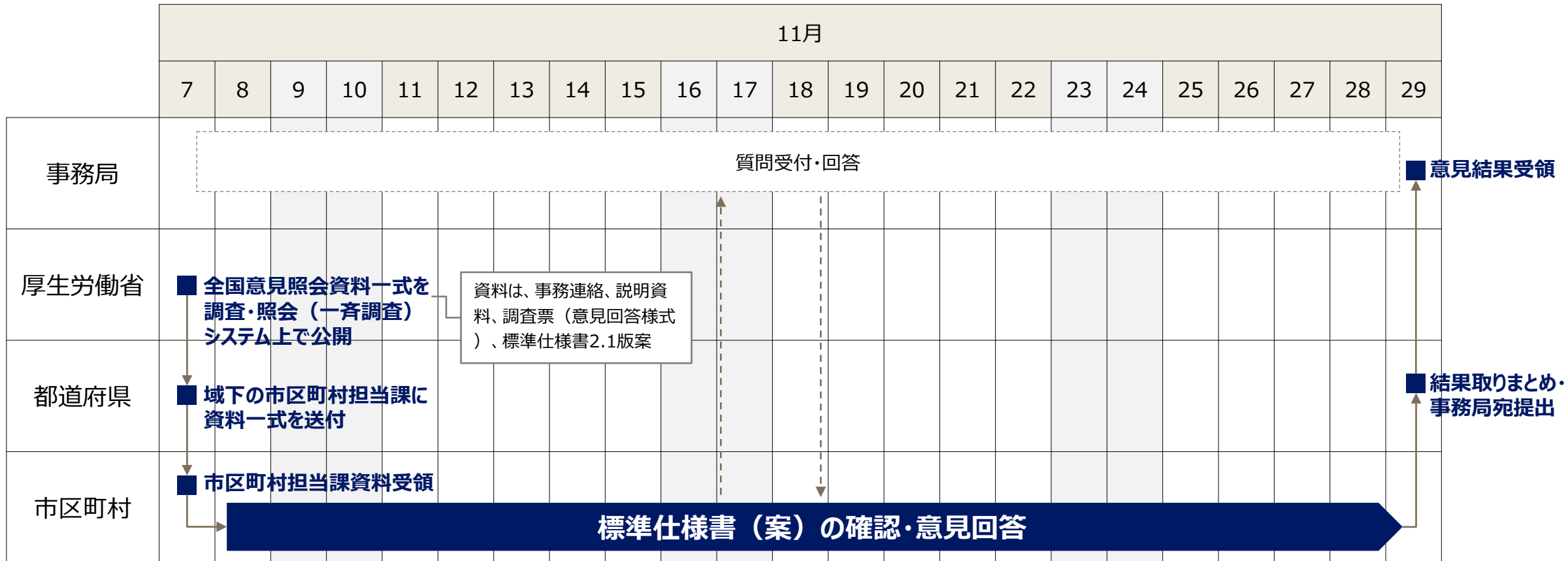
## 1.2. 照会資料

- 今年度の全国意見照会は昨年度と同様に、事務連絡、生活保護システム標準仕様書2.1版（案）、回答様式、意見照会QA集を自治体に配布します。

	資料名称・イメージ	資料概要
事務連絡		<ul style="list-style-type: none"> <li>意見照会の目的、依頼事項、照会期間、提出方法、問い合わせ先等を記載した資料</li> </ul>
標準仕様2.1版（案）		<ul style="list-style-type: none"> <li>意見照会の対象となる資料                             <ul style="list-style-type: none"> <li>仕様書本編</li> <li>業務フロー</li> <li>機能要件</li> <li>標票要件（詳細要件・レイアウト）</li> </ul> </li> </ul>
回答様式		<ul style="list-style-type: none"> <li>記入欄、記入方法等を整備した回答用の資料</li> </ul>
意見照会QA集		<ul style="list-style-type: none"> <li>昨年度の全国意見照会で寄せられた意見・質問に対する回答集の資料</li> </ul>

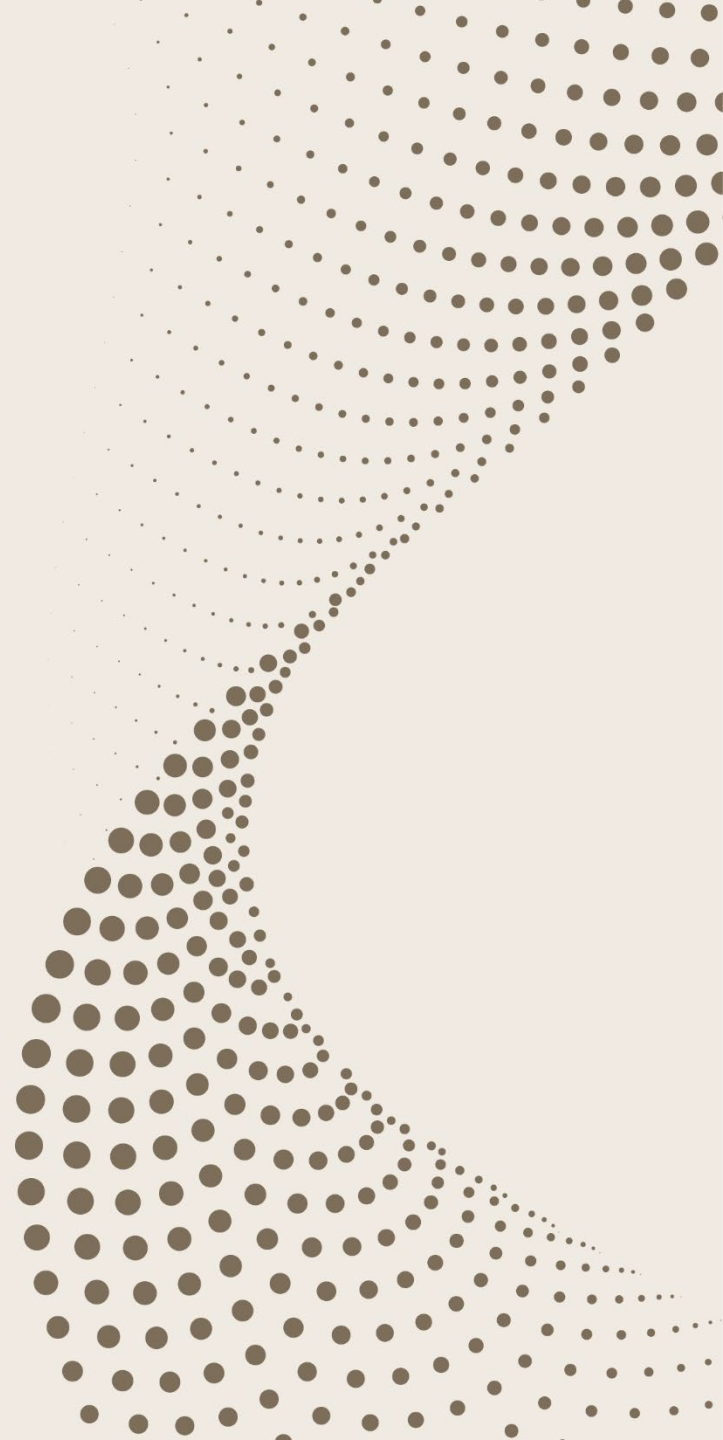
### 1.3. 照会方法・照会期間

- 今年度の全国意見照会は、昨年度同様に約3週間程度の照会期間を設けて、調査・照会（一斉調査）システム上で資料を公開し、各都道府県を通じて全国の市区町村に意見照会を行います。



※ 意見照会の発出日は、現在の想定となります。

## 2.今年度の検討内容の共有



## 2.今年度の検討内容の共有

### 2.1. 令和6年度の検討概要

- 令和6年度は、大きく3つのテーマで生活保護標準仕様書の改定における検討を進めております。
- 未来の業務のあり方WTの検討状況は次項以降で詳細をご説明します。

#### 今年度の検討内容

検討テーマ	検討内容	検討の必要性	検討結果
国動向への対応	制度改正への対応	法制度改正を踏まえた標準仕様書の改定内容、適合基準日等	法制度の改正内容を踏まえて、標準仕様書をどのように改定するかについて検討することが必要なため。
	データ要件・連携要件の精緻化	データ要件・連携要件の基本データリストと機能要件の管理項目の一致	ベンダからデジタル庁に対して、機能要件とデータ要件・連携要件の不整合性があると意見があり、デジタル庁から協同対応の要望があったため。
自治体支援	自治体対応支援	Fit & Gap時に生じたGap解消に関する疑問や指摘への対応方法	他の業務では、標準化移行時のFit & GapにおけるGap解消に対する質疑や指摘があるため、生活保護業務についても検討が求められる想定である。
	機能要件における「要件の考え方」の記載内容の充実化	機能要件「要件の考え方」の記載等の仕様において詳細化すべき内容	標準化移行期限に向けて、自治体とベンダ間の要件に関する認識を一致させるために、仕様を詳細化する必要があると想定している。
未来の業務のあり方	新たな生活保護業務の標準	現行の自治体の運用を大きく変える内部帳票の電子化も含めて、新たな生活保護業務の標準について議論を行ったうえで、今後は標準仕様書の改版を行うことが望ましい想定であるため。	事業者意見収集を実施し、法制度改正による標準仕様書の改定案を作成した
			標準化PMOツールで収集した意見・質問を踏まえて、機能要件とデータ連携要件の不整合等について、デジタル庁と協同して対応している（※）
			標準化PMOツールの意見から、Gap解消に対する質疑や指摘を確認したが、特に無いため、継続して情報収集を行う
			標準化PMOツールに寄せられている意見・質問を踏まえて、仕様の詳細化を行う予定である（※）
			第1回から第3回WTにて協議を実施、継続してWTで協議を行っていく

8ページ以降で説明

※各自治体や生活保護ベンダーから標準化PMOツールへ寄せられている質問や意見について、今年度は別紙資料「資料3 標準化PMOツール対応状況一覧表」とおり随時対応を実施しております。各質問や意見への対応内容については、総務省が公開しているポータルサイトにて閲覧可能であるため、必要に応じて参照ください。



## 2.3. WTの検討状況

- 今年度はWTで効率化・改善された生活保護業務について議論しており、第3回WTまでにおいては、被保護者の自立を助長するためにケースワーカーが行う業務について、効率化・改善された生活保護業務の姿、現状の生活保護業務と比較した際の課題、課題への対応方法について議論を行っております。
- 第4回以降のWTでは、医療扶助、介護扶助、経理等の効率化・改善された生活保護業務の姿を議論する想定です。

### 検討テーマ

回数	テーマ	概要
第1回 (8月)	ケースワーク① (訪問関連)	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 訪問予定の整理～訪問～訪問後の業務</li> <li>✓ 訪問前における準備等を含む</li> </ul>
第2回 (9月)	ケースワーク② (自立支援等)	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 就労・自立支援など、被保護者の自立に向けた各種支援業務</li> </ul>
第3回 (10月)	ケースワーカーの行う業務 (4回目・5回目のテーマを除く)	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 被保護者の自立を助長するためにケースワーカーが行う業務全般 (生活保護申請・決定・訪問・自立支援・各種調査等含む)</li> </ul>
第4回 (11月)	ケースワーカーの行う業務 (医療扶助・介護扶助)	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 医療扶助・介護扶助に係る業務 (医療券発券・介護券発券等の事務処理)</li> </ul>
第5回 (12月)	ケースワーカーの行う業務 (経理・返還金・債権管理)	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 支給や納付に係る業務</li> <li>✓ 返還金・債権管理、適正化に向けた調査等 (返還金の起案処理等を含む)</li> </ul>

※ 回数・テーマは現在の想定

### 検討状況

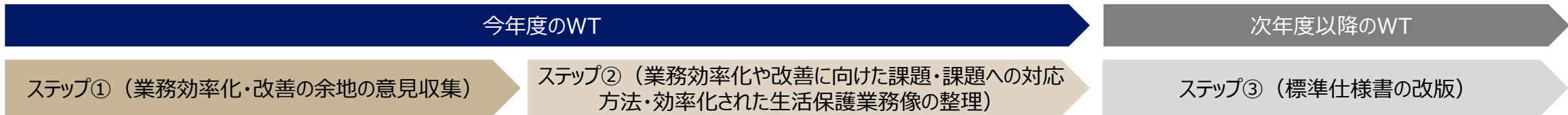
- WTを通じて各委員から頂いた意見を、業務効率化・改善の観点で、以下のように取りまとめております。(第3回WTの意見は別途取りまとめて、提示する予定です。)

WTテーマ	No.	業務の問題点・課題	問題点・課題の原因 (事務所想定)	業務効率化・改善の観点	問題点・課題の解決策
ケースワーク① (訪問関連)	1	個人情報等の持ち出し/持ち回りの対応が善慮している	被保護者の情報を紙資料以外で持ち出す手段が無い 紙資料での持ち出しは個人情報保護の観点で制限がある	新技術採用の検討 制度への対応の検討	タブレットから生活保護システムが保有する情報を参照できるようにし、事務のメモ作成を不要にする 個人情報の管理 (考え方) に関するガイドラインを検討し直す。
ケースワーク① (訪問関連)	2	訪問等の日程調整が難航する点や被保護者が不在で業務が進むことがある	訪問予定の調整の手段が、電話や手紙等の限られた手段しかない ケースワーカーは被保護者の不在を把握できないため	手作業のシステム化	訪問日の日程調整をシステム等の電話や手紙以外の手段で出来るようにする。
ケースワーク① (訪問関連)	3	生活保護システムの情報を持ち出すことができず、訪問時における問い合わせ対応がスムーズに実施できないことがある	被保護者の情報を紙資料以外で持ち出す手段がなく、システムが保有する情報の閲覧が容易な紙資料や画面で閲覧できないため	新技術採用の検討	タブレットから生活保護システムが保有する情報を参照できるようにし、事務のメモ作成を不要にする
ケースワーク① (訪問関連)	4	企業によっては、給与明細が電子データ化されているケースがあり、そのデータが紙に印刷して持ち出せることは市民サービスの低下となっている	電子データを紙で印刷して提出しているのは、福祉事務所側が申請を受け付けられる方が、紙資料提出の方が良い	制度への対応の検討	個人情報の管理 (考え方) に関するガイドラインを検討し直す。
ケースワーク① (訪問関連)	5	新任・ベテランのケースワーカーでは、能力 (被保護者とのかわり方・ノウハウ・福祉理解) に差があり、業務処理時間ムラが生じている	ベテランケースワーカーが持っている被保護者とのかわり方のノウハウが福祉事務所全体の集合知として蓄積されていない	新技術採用の検討 連携体制構築 (職員間・他機関)	ノウハウを蓄積したチャットやツールやシステムの導入し、職員が下場点に業務質問を行う体制を構築する ベテランケースワーカーのノウハウを共有する機会、ベテランケースワーカーとメンターとして新任ケースワーカーの指導教育を行う体制を構築する
ケースワーク① (訪問関連)	6	生活保護業務の制度改正が生じた際、制度改正直後など、制度の理解等が未熟なため、対応に苦慮する	制度改正等の通知を福祉事務所内で配発するのみで、どのように改正内容を理解するか、改正内容を業務にどのように反映させるか、被保護者にとってどのように改正内容を説明するについて各ケースワーカーの努力に依存している	制度への対応の検討	制度改正への対応の方法の検討、実務への反映方法を、被保護者への内容説明を積極的に検討する体制を構築する。
ケースワーク① (訪問関連)	7	訪問先の地図情報や生活保護システムの事前メモ作成に時間を要している	被保護者の情報を紙資料以外で持ち出す手段が無い	新技術採用の検討	タブレットから生活保護システムが保有する情報を参照できるようにし、事務のメモ作成を不要にする
ケースワーク① (訪問関連)	8	訪問計画の作成に時間を要している	紙資料での持ち出しは個人情報保護の観点で制限がある 被保護者ごとに異なる状況を踏まえて、の訪問格付けに該当するか、いつ訪問に行かせるかを考えるのが難しい	制度への対応の検討 新技術採用の検討	個人情報の管理 (考え方) に関するガイドラインを検討し直す。 被保護者の状況を踏まえて適切な訪問格付けを判定してくれるようなツールやシステムを導入を検討する
ケースワーク① (訪問関連)	9	ケースワーカー 1 人で訪問するトラブルにつながる恐れがある (言っただけで、ケースワーカーの対応が気に入らない等)	訪問時は担当ケースワーカーと被保護者の間でやり取りになり、トラブルが生じた第三者が介入するなどの対応が必要である 訪問時にトラブルが生じないように、被保護者に対してどのように対応するのについては明確に決まっておらず、職員が独自に訪問時の対応方法を考える必要があるため	連携体制構築 (職員間・他機関) 人材育成	複数のケースワーカーで訪問できる体制を構築する 組織的に職員がケースワーカーとして必要な能力を得ることが出来る教育体制を構築する
ケースワーク① (訪問関連)	10	人手不足が懸念されており、訪問における事務見直しが必要である (訪問に必要なケース/不必要なケースの色分け等)	被保護者の生活状況を把握する方法が利用手段の制限、訪問という手段に手作業のシステム化	手作業のシステム化	訪問、事務所への来所以外に被保護者の生活状況を把握するためのシステムやツールの導入を検討する (スマートフォンの活用でシステムに生活状況を定期的に入力してもらう等)

## 2.4. WT検討内容の標準仕様書への反映プロセス

- 今年度のWTでは効率化された生活保護業務の将来像について議論を行っております。
- 次年度以降は生活保護業務の将来像と現状業務を比較し、将来像実現に向けた課題を整理します。
- 課題の解決方法（業務フロー変更・システムの機能実装 等）について検討し、標準仕様書へ反映します。

### 標準仕様書への反映プロセス



論点

✓ 現行業務において、効率化や改善の余地がある部分はどこか

✓ 効率化・改善された生活保護業務を実現するための課題（現状と理想とのギャップ）は何か

✓ 課題への対応方法（システム化等）は何か

✓ 効率化された生活保護業務像の実現に向けて、課題への対応方法方法を標準仕様書に、いつ、どのように反映するか

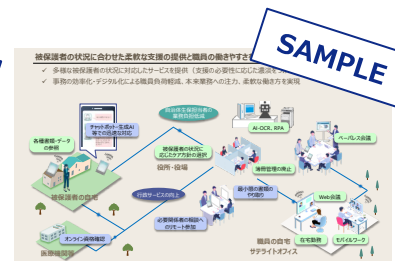
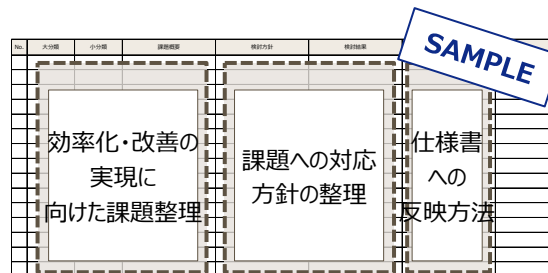
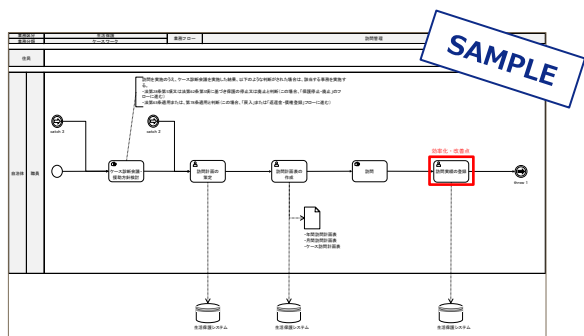
✓ 収集した意見・議論の結果を踏まえて、効率化・改善点を整理し反映した業務フロー

✓ 生活保護業務の効率化を実現するための課題・手法を整理し、可視化した資料

✓ 効率化・改善点を踏まえて効率化された生活保護業務像（事務局にてイメージ図を作成）

✓ 課題への対応方法（システム化等）を反映した標準仕様書

成果物



標準仕様書 2.x版案



### 3.1. その他の共有事項の説明

- 第1回検討会において、委員から頂いていた質問事項について、関係省庁へ確認を行いましたので、回答内容を共有いたします。
- 下記事項以外にご質問やご意見等があれば、お伺いいたします。

## 共有事項

### 第1回検討会質問事項

- 既に自治体において標準仕様書1.1版準拠の生活保護システムを導入済みである状況で、機能要件の適合基準日が令和8年4月1日と設定されている標準仕様書2.0版が改めて発出された場合、2.0版に準拠した生活保護システムの導入に関する一時経費（構築費用）は補助金の適用対象となるのか？

### 事務局回答

事務局より、総務省に対して確認を行いましたので、以下のとおり回答を行います。

- 標準仕様書2.0版が出ていることで、標準仕様書1.1版に準拠したシステムが令和8年4月1日時点で標準準拠システムとして認められず、1.1版準拠システムへの移行を介した2.0版準拠システムへの移行が必要と認められる場合に限り、2.0版準拠システムへの移行に係る経費も補助対象となります。なお、当該移行に係る経費に該当するかの判断については、補助金の事務処理要領に記載されており、個別具体の相談については標準化PMOツール等を通じて総務省にご相談ください。



アビーム、ABeam及びそのロゴは、アビームコンサルティング株式会社の日本その他の国における登録商標です。  
本文に記載されている会社名及び製品名は各社の商号、商標又は登録商標です。 ©2024 ABeam Consulting Ltd.



Build Beyond As One®